

席上配布資料③

平成 26 年度第3回子ども子育て審議会

平成 26 年度第1回幼保基準部会「資料1」補足資料

平成 26 年度第2回幼保基準部会「席上配布資料1」関連

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の考え方

～保育施設等に係る関係法令と運営の現状について～

解 説

- ・この資料は、保育施設等について、前回の幼保基準部会に提出した資料1の項目に沿い、関係法令と運営の現状を記載したもので、その補足説明資料となります。
- ・この基準は、市町村が、特定教育・保育施設ならびに特定地域型保育事業について施設型給付費及び地域型保育給付費の支給対象であることの確認を行なうためのものです。

表中のマーク等について

国基準概要欄

- ・「●」：従うべき基準、「○」：参酌すべき基準
- ・「※」：特定地域型保育事業について準用される規定

現状と関係法令等欄

- ・「★」：現状
- ・「◆」：現状に関する関係法令等

1 特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(1) 利用定員に関する基準		
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。）の数を二十人以上とする ● 利用定員は、法第 19 条に掲げる区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもに区分する。）ごとに利用定員を定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1 号認定 満 3 歳以上 ② 2 号認定 満 3 歳以上 ③ 3 号認定 満 3 歳未満（満 1 歳未満、満 1 歳以上で区分） 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(2) 運営に関する基準		
<p>内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>● 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。</p> <p>○ 利用申込者からの申出があった場合には、当該利用者の承諾を得て、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>◆ 保育所保育指針第1章 4 (二)</p> <p>保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するように努めなければならない。</p> <p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項</p> <p>児童福祉施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第16条</p> <p>児童福祉施設は、入所者の援助に関する事項その他施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。</p> <p>◆ 保育所設置認可等事務取扱要綱第4の1及び2</p> <p>保育所を設置経営しようとする設置主体（または区市町村）は児童福祉施設設置届に次に掲げる書類を添付し、知事に届けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書（園のしおり等）

項目	国基準概要	現状と関係法令等
<p>利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ● 特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園）は、利用申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる子どもの数及び現に利用している1号認定こどもの総数が法第19条第1項第1号に掲げる認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ● 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）は、利用申込みに係る2号又は3号認定こどもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、 	<p>西東京市立保育園対応：入園時に保育園のしおりを配布し、保育園の内容等、重要事項の説明を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 西東京市保育所における保育に関する条例施行規則第3項 市長は、入所申込みのあった児童の保育に欠ける状況が条例第2条に定める保育所における保育を行う基準（以下「入所基準」という。）に該当するか否かを審査し、該当する児童については、保育所の定員等の事情を考慮し保育に欠ける程度の高い児童から順次保育所における保育を行う。 ◆ 西東京市保育所における保育に関する条例施行規則第4項 保育所の入所順位は、市長が別に定める保育所入所選考基準により、適正に定めるものとする。

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>2号又は3号認定の利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>○ 特定教育・保育施設は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>	
あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>● 特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園）の利用について、当該施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
国受給資格等の確認	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認すること。(※)	
支給認定の申請に係る援助	○ 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	★ 保育所入所希望者の入所申込みについての問い合わせは市役所保育課にて受けている。
心身の状況等の把握	○ 特定教育・保育施設は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	<p>◆ 保育所保育指針第1章 3 (二)</p> <p>ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握する (略)</p> <p>イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>◆ 保育所保育指針第3章 1 (一) ア (イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、以上を感じる場合は適切に対応する。</p> <p>◆ 保育所保育指針第3章 1 (一) イ (イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
		<p>◆ 保育所保育指針第 5 章 1 (一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>◆ 保育所保育指針第 5 章 2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p>
小学校等との連携	○ 特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。(※)	<p>◆ 保育所保育指針第 4 章 1 (三) エ 小学校との連携</p> <p>(イ) 子ども子どもに関する情報共有(略)育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。</p> <p>西東京市対応：就学時期に指導要録、保育要録等を小学校に送付する等の連携をしている。</p>
教育・保育の提供の記録	○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。(※)	<p>◆ 保育所保育指針第 4 章 1 (二) イ (エ)</p> <p>保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。</p> <p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 17 条</p> <p>児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。</p>
利用者負担額等の受領	● 特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。	<p>◆ 西東京市児童保育費用徴収条例第 2 条第 1 項</p> <p>市長は、西東京市保育所における保育に関する条例(平成 13 年西東京市条例第 111 号)第 2 条の規定により保育所における保育を行ったときは、市長が別に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)から、法第 51 条第 4 号及び第 5 号に規定する保育費用(以</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>● 特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>● 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供に要する費用</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ 上に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する</p>	<p>下これらを「保育料」という。)を徴収する。</p> <p>◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条の3</p> <p>法第五十六条第三項の規定による徴収金以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス（当該徴収金等を支払う者の選定により提供されるものを除く。）に関し当該者から利用料の支払を受ける場合にあつては、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>● 特定教育・保育施設は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ること。</p>	
施設型給付費等の額に係る通知等	○ 特定教育・保育施設は、法定代理受理により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	
特定教育・保育の取扱方針	<p>● 次に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ定めるものに基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>② 認定こども園（①を除く） 幼稚</p>	<p>◆ 保育所保育指針第1章 2（一）</p> <p>保育所は、保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにふさわしい生活の場でなければならない。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない）</p> <p>③ 幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④ 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	
<p>特定教育・保育に関する評価等</p>	<p>○ 提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）</p> <p>◆ 社会福祉法第78条第1項 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>◆ 保育所保育指針第4章 2（二）ア 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
		<p>◆ 保育所保育指針第4章 2 (二) イ 保育所の自己評価を行うに当たっては、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>(イ) 児童福祉施設最低基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましい。</p>
相談及び援助	<p>○ 常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。(※)</p>	<p>◆ 保育所保育指針第6章</p> <p>(略) 保育所に入所する子どもの保護者に対する支援(中略)積極的に取り組むことが求められる。</p> <p>◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第36条</p> <p>保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>
緊急時等の対応	<p>○ 職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(※)</p>	<p>◆ 保育所保育指針第5章 1 (三) ア</p> <p>保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
支給認定保護者に関する市町村への通知	<p>○ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、意見を付して市町村に通知しなければならない。(※)</p>	
運営規程	<p>○ 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 	<p>◆ 保育所設置認可等事務取扱要綱第4の1及び2</p> <p>保育所を設置経営しようとする設置主体（または区市町村）は児童福祉施設設置届に次に掲げる書類を添付し、知事に届けること。</p> <p>例：職員の構成、保育所運営規程、重要事項説明書（園のしおり等）など</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項	
勤務体制の確保等	○ 特定教育・保育施設は、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	<p>◆児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第7条の2第1項 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>◆同第2項 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>◆保育所設置認可等事務取扱要綱第4(1)ア(ウ)c 法第48条の3第1項に基づき、保育士の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。</p> <p>◆児童福祉法第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い(以下略)</p>
定員の遵守	○ 利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	<p>◆西東京市保育所における保育に関する条例施行規則第4条 保育所における保育は、保育所の認可上の年齢の区分による定員を超えて行ってはならない。ただし、職員数、児童の居室面積等が、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を下回らない範囲で、短期の保育所における保育及び「保育所への入所の円滑化について」に基づく保育を行う場合については、こ</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
		<p>の限りでない。</p> <p>◆ 保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児発第73号 厚生省児童家庭強調通知）別紙「保育所への入所円滑化対策実施要綱」</p> <p>1 目的</p> <p>（略）年度の途中で保育の実施が必要になって児童が発生した場合、受け入れ体制のある保育所において定員を超えて保育の実施を行うことができることとするとともに、待機の状況等にある市町村においては、当分の間、年度当初についても同様に保育の実施を行うことができることとし、保育所への入所の円滑化を図ることを目的とする。</p>
<p>掲示</p>	<p>○ 特定教育・保育施設は、当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（※）</p>	<p>◆ 児童福祉法第48条の3 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。</p>
<p>支給認定子どもを平等に取り扱う原則</p>	<p>● 子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。（※）</p>	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第9条</p> <p>児童福祉施設は、入所者の国籍、信条、社会的身分、又は入所に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
虐待等の禁止	<p>● 職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)</p>	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 10 条</p> <p>児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>● 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る）の長たる管理者は、児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を濫用してはならない。(※)</p>	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 11 条</p> <p>児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>
秘密保持等	<p>● 職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。(※)</p> <p>● 小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書に</p>	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 18 条</p> <p>児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>◆ 同条第 2 項</p> <p>児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>西東京市市対応：市立保育園については西東京市個人情報保護条例による規定がある。(民間委託業者については契約書に規定あり。)</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	より保護者の同意を得ておかなければならない。(※)	
情報の提供等	○ 提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。(※)	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項</p> <p>児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するように努めるとともに、当該運営内容について評価を行い、結果を公表するよう努めなければならない。</p>
利益供与等の禁止	○ 当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※)	
苦情解決	○ 提供した特定教育・保育に関する支給認定子どもの家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※)	<p>◆ 保育所保育指針第1章 4 (三)</p> <p>保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対して、その解決を図るよう努めなければならない。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>○ 提供した教育・保育に関し、市町村が行う報告又は当該市町村の職員からの質問等に応じ、又は苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うこと。(※)</p>	<p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 19 条 第 1 項 児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>◆ 同条第 3 項 児童福祉施設は、都道府県又は特別区及び市町村から、当該施設の行った援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に関し、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>◆ 同条第 4 項 児童福祉施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。</p> <p>◆ 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）（平成 14 年 3 月 19 日 13 福総監第 917 号 東京都福祉局長通知）</p> <p>3（5） 苦情対応の記録、報告</p> <p>苦情対応や改善を重ねることにより、サービスの質が高まり、運営の適正化が確保される。これらを実効あるものとするため、記録と報告を積み重ねるようにする。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
		<p>苦情の受付については入園時に配布する案内資料に掲載し保護者に周知している。</p>
<p>地域との連携等</p>	<p>○ 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。(※)</p>	<p>◆ 保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条に基づいたもの) 第6章 1 (七) 地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。</p> <p>◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第5条第2項 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p> <p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営内容を適切に説明するよう努める。</p>
<p>事故発生の防止及び発生時の対応</p>	<p>● 事故の発生又はその再発を防止するため、以下のような措置を講じなければならない。(※)</p> <p>① 事故が発生した場合の対応、報告の</p>	<p>◆ 保育所保育指針第5章2 (二)</p> <p>ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること</p> <p>② 事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること</p> <p>③ 事故発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>● 子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(※)</p> <p>● 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。(※)</p> <p>● 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)</p>	<p>全指導を行うこと。</p> <p>イ 災害や事故の発生に備え、危険個所の点検や避難訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。</p> <p>◆ 保育所及び認可外保育施設における事故の報告について（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発第 0119 第 1 号）</p> <p>（略）死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、今後、当該別紙様式により報告されたい。</p> <p>◆ 児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号）</p> <p>児童福祉施設・事業（通所型）における点検項目</p> <p>例：安全確保に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。</p> <p>児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
		<p>◆ 保育所指導検査基準（平成 26 年 4 月 1 日適用）（東京都福祉保健局）</p> <p>★ 西東京市対応：事故報告の提出を依頼</p> <p>①入院を必要とする事故・けが</p> <p>②10 日以上の治療を要する</p> <p>③保育従事者の過失と判断される</p> <p>④その他必要な場合</p>
会計の区分	○ 特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。（※）	<p>◆ 保育所運営費の経理等について（平成 12 年 3 月 30 日児発第 299 号）</p> <p>1 運営費の使途範囲</p> <p>（略）人件費は、保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるものであり、管理費は、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるものであり、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものである。</p> <p>◆ 保育所指導検査基準（平成 26 年 4 月 1 日適用）（東京都福祉保健局作成）</p> <p>6 収益 観点 保育所運営費収益を適正に計上しているか。（社会福祉法人）</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
記録の整備	<p>○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>17 社会福祉法人以外の者の経理処理 観点1 収支計算書又は損益計算書に、保育所を経営する事業に係る区分を設けている。</p> <p>◆ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所しているの処遇の状況を明らかにする帳簿を整理しておかなければならない。</p> <p>◆ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第17条 児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。</p> <p>★ 運営主体により保存する記録の種類・期限が異なる</p>
(3) 特例施設型給付に関する基準		
特別利用保育の基準	<p>● 特別利用保育を提供する際には、児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が定める児童福祉施設の設備及び運営の基準を遵守すること。</p> <p>● 特別利用保育を提供する際には、特別利用保育に係る子どもと法第19条第1項第2号に掲げる利用中の子どもの総数が、利用定員の数を超えないものとする。</p>	

2 特定地域型保育事業

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(1) 利用定員に関する基準		
利用定員	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用定員については以下のとおりとする。 ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型及びB型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ● 上記定員は、事業所ごとに満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分して利用定員を定めるものとする。 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(2) 運営に関する基準		
内容及び手続の説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設の種類、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者の同意を得なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 10 契約書等の交付及び情報開示 契約時に重要事項説明書を交付し、内容を説明しなければならない。
正当な理由のない提供拒否の禁止等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者からの利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ● 特定地域型保育事業者は、利用の申し込みに係る子どもと利用中の子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いとも認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 ● 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 事業者との直接契約のため、事業者の選択による。入園の可否は施設の事情に左右される。

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を講じるものとする。</p>	
<p>あっせん、調整及び要請に対する協力</p>	<p>● 特定地域型保育事業の利用について、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請又は児童福祉法第24条第3項（附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
心身の状況等の把握	○ 特定地域型保育事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	<p>◆ 保育所保育指針第1章 3 (二)</p> <p>ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握する(略)</p> <p>イ 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。</p> <p>◆ 保育所保育指針第3章 1 (一) ア (イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、以上を感じる場合は適切に対応する。</p> <p>◆ 保育所保育指針第3章 1 (一) イ (イ) 内容</p> <p>① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。</p> <p>◆ 保育所保育指針第5章 1 (一) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>◆ 保育所保育指針第5章 2 環境及び衛生管理並びに安全管理</p>
特定教育・保育施設等との連携	● 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、幼稚園又	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>は保育所を適切に確保しなければならない。(利用定員が 20 人以上の事業所内保育事業を行う者を除く。)</p> <p>● 居宅訪問型事業を行うものは、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、その状態に応じ、適切な専門的な支援などが受けられるよう、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>● 離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものについてこの限りではない。</p> <p>○ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	
<p>利用者負担額等の受領</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。 ● 当該特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育児の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払いを支給認定保護者から受け取ることができる。 ● また、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払いを支給認定保護者か 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 保育料は事業者が定め、支払いを受けている。

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<p>ら受けることができる。</p> <p>① 日用品、文房具等の購入に要する費用</p> <p>② 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 特定地域型保育事業を行う事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④ 上に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>● 特定地域型保育事業者は、前3項の金銭の支払いを求める際には、あらかじめ金銭の支払いを求める理由について、保護者に説明を行い、同意を得ることとする。</p>	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
特定地域型保育の取扱方針	<p>● 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営基準第35条の規程に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第2 事業内容</p> <p>(1) 実施内容 保育の実施にあたっては、保育所保育指針に準拠する</p> <p>◆ 西東京市家庭的保育事業運営要綱第4 実施内容 家庭的保育事業は、保育所保育指針に準拠する。</p>
特定地域型保育に関する評価等	<p>○ 提供する特定地域型保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>◆ 保育所保育指針第4章 2に準拠</p> <p>保育士等は自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その保育実践の改善に努めなければならない。</p>
運営規程	<p>○ 特定地域型保育事業者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する特定地域型保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第10第2項</p> <p>設置者は、次に掲げる情報について開示しなければならない。</p> <p>(1) 運営方針 (2) 施設概要 (3) 保育内容 (4) 保育料 (5) 年齢別定員、開所時間、1日のスケジュール、保育目標等 (7) 損益計算書、貸借対照表等の財務諸表</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他重要事項 	<p>★ 家庭的保育者委託契約書に一部記載あり。</p>
勤務体制の確保等	<p>○ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たり、事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。また、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>◆ 西東京市小規模保育所事業実施要綱第 10 重要事項に記載しなければならない内容</p> <p>(6) 施設の運営方針及び職員体制</p> <p>◆ 保育所保育指針第 7 章 職員の資質向上</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
定員の遵守	<p>○ 特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。</p>	
記録の整備	<p>○ 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p>	<p>◆西東京市小規模保育所事業実施要綱第 11</p> <p>小規模保育所には別に定める書類を整備し、備え付けておかなければならない</p> <p>例：経理帳簿類等、決算関係書類</p>

項目	国基準概要	現状と関係法令等
(3) 特例地域型保育給付費に関する基準		
特別利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守すること。 ● 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 	

項目	国基準概要	現状と関係法令等
特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ● 特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る子どもと利用中の子どもの総数（法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 	

3 附則

項目	国基準概要	現状と関係法令等
施行期日	この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。	
利用定員に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業C型にあつては、この府令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間の利用定員は、6人以上15人以下とする。 	
連携施設に関する経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から5年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。 	